

丹生ダムのダム検証について

1. 丹生ダム検証のこれまでの経緯及び概要

ダム検証について、平成 22 年 9 月 28 日に国土交通省河川局長より近畿地方整備局長あてに、検証に係る検討を進めるよう通知があり、丹生ダムについて以下のとおり検証が進められてきた。

日時	内容
平成 23 年 1 月 18 日	第 1 回幹事会 ダム検証の進め方について
平成 24 年 8 月 28 日	第 2 回幹事会 複数の代替案を立案
平成 25 年 3 月 26 日	第 3 回幹事会 概略評価による対策案の抽出
平成 25 年 9 月 3 日	第 4 回幹事会 目的別（治水・正常流量・異常渇水対策）の総合評価
平成 26 年 1 月 16 日	第 1 回検討の場、第 5 回幹事会 総合的な評価

「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

団体名	検討の場	幹事会
滋賀県	知事	琵琶湖環境部長 土木交通部長
京都府	知事	文化環境部長 建設交通部長
大阪府	知事	都市整備部長
兵庫県	知事	政策部長 県土整備部長
長浜市	市長	都市建設部長 北部振興局長
京都市	市長	建設局長 上下水道局長
守口市	市長	土木下水道部長
近畿地方整備局	局長	河川部長
水資源機構	理事長	関西支社長

◆丹生ダム検証に係る検討の流れ

参考資料-6

:完了 :未了

※ 対策案の数には、丹生ダム本を含む。

「関係地方公共団体からなる検討の場」の設置(H23.1.17)

経緯及び概要等

第1回(幹事会) (H23.1.18 開催)

検討主体による個別ダムの検証に係る検討

目的別の検討

複数の治水・利水対策案を立案

第2回(幹事会) (H24.8.28 開催)

概略評価により治水・利水対策案を抽出

第3回(幹事会) (H25.3.26開催)

利用水対策案を関係河川使用者等に提示、意見聴取

(H25.3.29～H25.4.30)
パブリックコメント

治水・利水対策案を評価軸ごとに評価

目的別の総合評価

第4回(幹事会) (H25.9.3開催)

検証対象ダムの総合的な評価

第5回(幹事会)
(今回)

検討の場

河川法第16条の2等に準じた手続き
(学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見聴取)

事業評価監視委員会

検討主体から本省への検討結果の報告

本省による対応方針等の決定

有識者会議

2. 総合的な評価結果（検討の場）

（1）目的別の評価結果

目的別の総合評価を行った結果を整理すると以下のとおりである。

① 洪水調節について有利な案は、

「河道の掘削（姉川・高時川下流）と堤防のかさ上げ（高時川上流）案」

「河道の掘削（姉川・高時川下流）と輪中堤・宅地のかさ上げ（高時川上流）案」

「河道の掘削（姉川・高時川下流）と輪中堤・宅地のかさ上げ（高時川上流）と水田等の保全（機能の向上）案」である。

② 流水の正常な機能の維持について最も有利な案は、

「水系間導水（余呉湖経由）案」である。

③ 異常渇水時の緊急水の補給について最も有利な案は、

「ダム建設を含む案（B案）」であり、次いで「ダム建設を含む案（A案）」である。

（2）総合的な評価結果

目的別の総合評価の結果が全ての目的で一致しないため、各目的それぞれの評価結果について、検討の場等における意見を踏まえるとともに、検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘案して評価する。

目的別の総合評価結果では、河川整備計画相当の目標を設定して検討した結果、戦後最大相当の洪水に対する洪水調節の目的、流水の正常な機能の維持の目的については、「ダム建設を含む案」は有利とはならない。

一方、異常渇水時の緊急水の補給の目的については、「ダム建設を含む案（B案）」が最も有利な案となったが、関係府県からは、水需要など社会情勢の変化を踏まえると緊急性が低いとする意見が出されている。

以上より、検証対象ダムの総合的な評価は、「ダム建設を含む案は有利ではない」である。

(3) 目的別代替え案一覧

① 治水対策

治水対策案（実施内容）			概算事業費	総合評価
ダムを含む対策案	A案	ロックフィルダム（渴水対策容量をダムに確保）	約 246 億円	
	B案	コンクリートダム（渴水対策容量を琵琶湖に確保）	約 339 億円	
I. 河道改修を中心とした対策案	I-5	河道の掘削（姉川・高時川下流）+堤防のかさ上げ（高時川上流）	約 80 億円	○
	I-6	引堤（姉川・高時川下流）+堤防のかさ上げ（高時川上流）	約 110 億円	
II. 大規模治水施設による対策案	II-2	放水路（高時川下流[田川利用]）+河道の掘削（姉川・高時川下流）+堤防のかさ上げ（高時川上流）	約 140 億円	
III. 流域を中心とした対策案	III-1	河道の掘削（姉川・高時川下流）+【輪中堤・宅地のかさ上げ（高時川上流）】	約 80 億円	○
	III-2	河道の掘削（姉川・高時川下流）+【輪中堤・宅地のかさ上げ（高時川上流）】+【水田等の保全】（機能の向上）	約 80 億円	○

② 流水の正常な機能の維持対策

流水の正常な機能の維持対策案（実施内容）			概算事業費	総合評価
丹生ダム案	A案	ロックフィルダム（渴水対策容量をダムに確保）	約 312 億円	
供給面での対応 (河川区域内)	3	水系間導水 琵琶湖からの導水（余呉湖経由）	約 260 億円	○
供給面での対応 (河川区域外)	4	地下水取水	約 950 億円	

③異常渴水時の緊急水の補給対策

異常渴水時の緊急水の補給対策案（実施内容）			概算事業費	総合評価
丹生ダム案	A案	ロックフィルダム（渴水対策容量をダムに確保）	約 601 億円	○
	B案	コンクリートダム（渴水対策容量を琵琶湖に確保）	約 563 億円	○
供給面での対応 (河川区域内)	1	河道外貯留施設（内湖掘削）	約 5,250 億円	
	2	ダム再開発	約 1,050 億円	
	3	水系間導水	約 960 億円	
供給面での対応 (河川区域外)	4	地下水取水	約 610 億円	

(4) 検討の場要旨

① 県の主張

- ・姉川・高時川の治水対策は緊急性高い。
- ・国直轄で姉川高時川の河川改修をお願いしたい。
しかし、それが難しいのであれば、国の支援を受け、県で河川改修を進めて行きたい。
- ・地域への対応は、地元の意向をくみ取り、誠心誠意丁寧な対応をしていただきたい。
- ・水源地は、トチノキなど貴重な自然が残っているが、道路がダムで水没するという前提で荒れている。国でしっかりと対応いただきたい。
- ・下流の皆さんにも水源地の保全の重要性について理解していただきたい。

② 長浜市の主張

- ・ダムを含む案は有利ではないという総合評価は無念。
- ・姉川・高時川の改修は、国の責任において、国が実施するべき。
現状の制度で無理というのであれば、制度を変えればよい。
- ・今年も高時川下流地域で避難勧告を2回出している。早急に治水対策を実施してほしい。
しかし、国が実施できないのであれば確実に河川改修が実施されるように、国は県を支援いただきたい。
- ・これまでの経過を踏まえ、苦渋の決断をした地元に誠心誠意丁寧な対応をしてほしい。
- ・今後の国の対応如何によっては、国土交通行政の不信につながる。地元からよくやってくれたと言ってもらえるような対応をしてほしい。

③ 下流府県の主張

- ・異常渇水対策については、社会情勢の変化やライフスタイルの変化を考えると、緊急性・必要性は乏しいと考えている。
- ・大阪府においても、かつては利水で参画していた経緯があるので、これから道路や事業予定地の保全について、調整の場に参画させていただきたい。

④ 整備局の説明

- ・国が、姉川・高時川の河川改修を直接行うことは困難。
しかし、国が交付金の手続きの支援などできる限りの支援を行う。
- ・地元対応は、国が主体となって調整し、誠心誠意対応する。
- ・丹生ダム建設事業は、今回の総合的な評価により現時点で中止が決定したわけではないが、今回の結論を念頭に今後の対応を進めていきたいと考える。

(5) 治水対策の県負担

<近畿地方整備局および水資源機構からの提供資料>

平成 26 年 2 月 3 日
近畿 地方 整 備 局
水 資 源 機 構

丹生ダム建設事業の検証に係る検討における 各案の滋賀県の負担額について

①丹生ダムA案

丹生ダムの建設事業費の概算額： 約 1,717 億円（1,151 億円）
内、県の負担事業費 : 約 214 億円（165 億円）
() 内：平成 25 年度以降残事業費

②丹生ダムB案

丹生ダムの建設事業費の概算額： 約 1,311 億円（744 億円）
内、県の負担事業費 : 約 147 億円（98 億円）
() 内：平成 25 年度以降残事業費

③河道改修を中心とした対策案(I-5 案)

事業費の概算額 : 約 80 億円
内、県の負担事業費 : 約 40 億円

注 1) ①及び②の丹生ダム建設事業費の検討は、今回の検証のプロセスに位置付けられている「検証対象ダム事業等の点検」の一環として行っているものであり、現在保有している技術情報等の範囲内で、今後の事業の方向性に関する判断とは一切関わりなく、ダム案(A案及びB案)の事業計画を検討したものである。また、予断を持たずに検証を進める観点から、いずれの検討にあたっても、さらなるコスト縮減や工期短縮などの期待的要素は含まないこととしている。

注 2) ③の検討は、今回の検証のプロセスに位置付けられている「目的別の検討(洪水調節)」の一環として行っているものであり、現在保有している技術情報等の範囲内で、今後の事業の方向性に関する判断とは一切関わりなく、姉川・高時川の河川整備計画相当の治水の目標流量に対する整備内容を検討したものである。

注 3) 費用はいずれも平成 24 年度末時点算定の概算額である。

注 4) 県の負担事業費は、利水者の精算を仮想定して、本資料用に検討したものであり、姉川・高時川の洪水調節及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給含む)に係る費用の額を算定した。

丹生ダム(A案及びB案)の目的別の費用割振りは、平成 24 年度末までの事業費は現事業実施計画に基づき算出した。また、平成 25 年度以降残事業費は容量比により算出した。河川改修案は、通常の補助率にて算出した。

注 5) 丹生ダムB案は、「瀬田川の更なる改修」と「高時川の流水の正常な機能の維持のための費用」が別途必要である。